

清須市同時

2024年5月28日（火）
愛知県尾張県民事務所環境保全課
環境保全第一グループ
担当 丹羽、内田
ダイヤルイン 052-961-7254
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 林、福嶋
内線 3050、3057
ダイヤルイン 052-954-6225

清須市における土壌汚染について

東海旅客鉄道株式会社（名古屋市中村区）が、清須市内の^{しんびわじま}新枇杷島変電所において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

東海旅客鉄道株式会社

(2) 報告年月日

2024年5月28日（火）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県清須市西枇杷島町日の出67の一部

(4) 報告の根拠

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数/ 調査区画数 ^{注2}
^ひ 砒素及び その化合物	0.014mg/L (1.4倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0~0.5m	1 / 2

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で法に規定する土壌含有量基準に適合しました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所の一部は、変電所建屋内であり、その他の部分についてはコンクリート舗装又は不透水性シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、地下水汚染の有無を調査するとともに、ボーリング調査により深度調査を実施し汚染範囲を把握した上で、措置を検討します。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

東海旅客鉄道株式会社 広報部

住所：愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

電話番号：052-564-2330

4 調査対象地の概要

(1) 調査対象地の面積

144.99 m²

(2) 調査対象地の利用状況

対象地は、1963年から日本国有鉄道が変電所の敷地として利用し、その後、1987年に東海旅客鉄道株式会社に承継されています。

事業所において、今回汚染が判明した砒素及びその化合物の取扱履歴はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・砒素及びその化合物

急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重1 kg あたり砒素として1.5～500mg と考えられています。

慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによって、皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)